

令和 8 年度地域団体における防犯カメラ設置費用の補助について
～地域における見守り活動支援事業～

【補助対象条件】

- ・ 町会、自治会、商店会などの地域団体であること
- ・ 地域で防犯に関する見守り活動を月 1 回以上実施し、5 年以上継続できる団体であること
- ・ 商店会のみからなる団体が行う事業ではないこと
- ・ 防犯カメラ設置について、地域住民の合意形成が出来ており、設置予定場所の所有者及び近隣住民の承諾を得られていること
- ・ 公道を中心に撮影すること ※ 私有地で行う事業は対象外 等

【補助対象経費】

- ・ 防犯カメラ（モニター及び録画装置含む）の設置費用
- ・ 過去に補助事業を利用して設置した防犯カメラの更新にかかる経費（経過年数等の要件あり）
 - ※ 維持管理にかかる費用は補助対象外となります。（例：修繕費、電気代、電柱使用料等）

【補助額】

- 町会や自治会等の地域団体が単独で設置する場合
対象となる経費の 2/4 の 2/3 の額または 575 万円のいずれか低い額
※ 防犯カメラ 1 台あたりの整備費用の上限額は、60 万円になります。
- 町会や自治会等の地域団体が連携して設置する場合（商店会を含むことも可能）
対象となる経費の 2/4 の 2/3 の額または 862 万 5 千円のいずれか低い額
※ 防犯カメラ 1 台あたりの整備費用の上限額は、60 万円になります。

【令和 8 年度の相談を受付中】

令和 8 年度に防犯カメラの設置を希望する町会等からの相談を受け付けています。
相談締切：令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 5 時まで

【参考】

- 令和 7 年度の申請状況：1 団体（3 台）更新予定